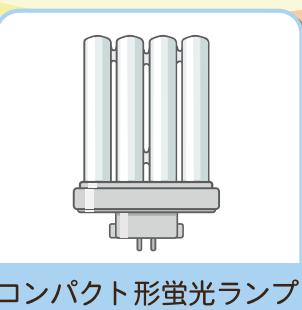


# 家庭やオフィス、工場など使用している 一般照明用の蛍光ランプは 2027年末までに製造・輸出入禁止 になります

蛍光ランプ  
の種類  
※1



製造・輸出入  
禁止の開始日

2026年1月1日

2027年1月1日

2028年1月1日

2028年1月1日

※1 蛍光ランプは通称「蛍光灯」「蛍光管」とも呼ばれます。

※2 電球形蛍光ランプのうち30Wを超えるものは2027年1月1日から禁止されます。

直管形蛍光ランプ及び環形蛍光ランプのうち、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは、2027年1月1日から禁止されます。



蛍光ランプからLED照明への計画的な交換をお願いいたします



品番の例

蛍光ランプの品番は「F」か「EF」で始まるものが多いです  
(※海外製品などでは異なる場合もあります)。

蛍光ランプかどうか分からない場合は、

蛍光ランプの販売店またはメーカーにお問合せください。

⚠ 蛍光ランプの使用・販売・購入は禁止されません。

⚠ 廃棄方法について

ご家庭の場合 お住まいの自治体のルールに従って  
分別・排出してください。

オフィス、工場の場合 廃棄物処理法などの関係法令に従って  
適正に処理をしてください。